JEC 登録用紙

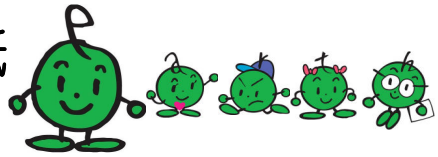

登録番号 ※この番号は市区町村事務局で記入します。

						0				

記入日:　　年　月　日

クラブ名		メンバー人数（子ども）	人
		サポーター人数	人

メンバー人数内訳 ※年齢・学年は年度当初(4 月)次点を記入してください。 ※高校生記入欄は、同年齢のメンバーも各学年にあてはめて記入してください。サポーターとしても登録できます。	幼児（3 歳）　人	幼児（4 歳）　人	幼児（5 歳）　人
	小学 1 年生　人	小学 2 年生　人	小学 3 年生　人
	小学 4 年生　人	小学 5 年生　人	小学 6 年生　人
	中学 1 年生　人	中学 2 年生　人	中学 3 年生　人
	高校 1 年生　人	高校 2 年生　人	高校 3 年生　人

代表サポーターの連絡先 （キット送付先）	氏名	JEC 活動年数 年目 ※今年はじめて登録する場合、1 年目と記入してください。
	住所　〒	
	TEL（　　）　－	FAX（　　）　－
	E-mail	

キット選択	□ ①キット不要	□ ②スターターキットのみ （バッジ＆エコログ）	□ ③全てのキット （バッジ＆エコログ＆ニュース）

グループの種類

□近所や地域のお友達　□家族・親戚　□ボーイ・ガールスカウト　□子ども会　□児童館や公民館のクラブ
□自治体の募集　□幼稚園・保育園
□学校の（□クラス　□クラブ　□委員会　□学年　□全校　　→学校名：　　）
・総合学習としての実施についても記入してください。（□YES・□NO）
＊異クラス混合の場合は「学年」へ、異学年混同は「全校」へ印をしてください。
□その他（　　）

大人の方へ

●活動をはじめるには

①2 人以上の仲間を集めます。
②事務局と連絡をとってもらう大人の方（サポーター）を決めます。こどもエコクラブでは、各クラブに1人以上の活動を支えるサポーターが必要です。
③登録用紙に必要事項を記入し、**こどもエコクラブ市区町村事務局（環境担当窓口）」に本登録用紙をご提出ください。（入会金・会費は無料）**
※高校生はサポーターとしても登録できます（代表サポーターでの登録はできません）。
※事務局がご不明な場合は、こどもエコクラブ全国事務局にお尋ねください。

●メンバー・サポーターになると

メンバーはバッジや活動記録ノート「エコログ」、「JEC プレス」などのキットが、代表サポーターはバッジ、「応援マニュアル」がもらえます。希望に応じて、キットはクラブ単位で選択できます。

●注意事項

◇活動中の第三者への事故に対応するため、クラブの登録と同時に、全国事務局がメンバー・サポーターを対象とした賠償責任保険の加入手続きを行います。名簿の提出はメンバー・サポーターともに不要ですが、賠償責任保険の手続き上、必ずクラブで備えてください。
◇サポーターが複数クラブを担当している場合には、キットの重複を避けるため、2 つ目以降のクラブでは、サポーター人数としてカウントしないでください（クラブで備えていただく名簿には、名前を記載してください）。
◇こどもエコクラブへの登録はいつでもできますが、活動は 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間単位としています。年度末に配布される「継続届」を提出することで、登録が継続されます。
◇クラブ名、代表サポーターの連絡先、メンバーの人数、クラブの解散等、登録内容を変更する場合は、こどもエコクラブ市区町村事務局に**変更・解散届**を提出してください。（届出用紙はこどもエコクラブ市区町村事務局または、全国事務局へお問い合わせください。ホームページからもダウンロードできます。）

●個人情報保護方針について

（財）日本環境協会　こどもエコクラブ全国事務局（以下、全国事務局という。）は、個人情報を尊重し、個人情報保護に関する法令及びその他関係法令を遵守するとともに、次のような方針で行います。
1. 個人情報の利用目的：全国事務局では、こどもエコクラブ事業（以下、当事業という。）を行うにあたり、収集した個人情報を、「JEC プレス」その他の会報誌やキット等の配布、賠償責任保険等の運用上必要な情報管理、サービス等改善のための事業（アンケート調査を含みます。）の実施、新たなサービスや環境関連情報の発信、その他当事業の実施に付随する業務を行う目的の範囲内で利用します。2. 個人情報の管理：収集した個人情報の漏洩、滅失、毀損または改ざんの防止、その他収集した情報の適切な管理を行います。また、事務局従業員及び業務委託先等に対して、個人情報の管理の指導と適切な監督を行います。3. 個人情報の共同利用：収集した個人情報を都道府県及び市区町村事務局と共同して利用します。4. 個人情報の訂正・削除・開示：収集した個人情報は、ご本人から、登録されている個人情報について訂正・削除・開示の請求があった場合は、迅速に対応します。第三者から開示の請求があった場合は、ご本人の承諾がない限り開示しません。ただし、個人情報保護法第 23 条第 1 項、第 4 項およびその他の法令の規定に基づく場合は、この限りではありません。